第5回ゲノム医療基本計画WG	資料
令和6年5月22日	2

法務省説明資料

令和6年5月22日(水)

第5回 ゲノム医療推進法に基づく基本計画の検討に係るワーキンググループ

法務省の人権擁護機関による人権相談・調査救済制度

人権相談から問題解決までの流れ



事案の内容や具体的な被害について職員又は 人権擁護委員がお聞きします。

窓□,電話,インターネットいずれからでも ご相談いただけます。

●人権擁護委員/法務大臣から委嘱された民間の方々です。現在、約14,000人の委員が全国の全ての市町村(区)に配置されています。









2 調査

職員又は人権擁護委員が必要に応じて 調査を行います。

■調査は関係者の任意の協力を得て行います。



4

処理結果通知・アフターケア

相談者に対し,事案の調査や処理の結果をお伝えします。 その他,手続終了後も,必要に応じて適切な対応を行います。



3 救済措置

調査結果に基づき人権侵害が認められるかどうかを判断し、必要に応じて 適切な措置をとります。

- ●救済措置は、関係者の理解を得て、自主的な改善を促すことを主な目的 とするもので、強制力はありません。
- ●人権侵害の事実を認めることができない場合もあります。

▼措置一覧

援助	関係機関への紹介,法律上の助言等を行います。
調整	当事者間の関係調整を行います。
説示・勧告	人権侵害を行った者に対して改善を求めます。
要請	実効的対応ができる者に対し、必要な措置をとるよう求めます。
通告	関係行政機関に情報提供し,措置の発動を求めます。
告発	刑事訴訟法の規定により、告発を行います。
啓発	事件の関係者や地域に対し、人権尊重に対する理解を深めるための働きかけを行います。

調査救済制度のメリット

- ・国の機関として、中立公正な立場で関わります。
- ・秘密は必ず守ります。
- ・経験豊富な職員や様々な経歴を持つ人権擁護 委員がご相談に応じます。

簡易

- 手続に費用はかかりません。
- ・弁護士等の代理人は必要ありません。
- ・書面の作成など複雑な手続はありません。

迅速

- ・速やかに救済手続を開始します(事案によっては手続を開始しない場合があります。)。
- ・短期間での解決を目指します。

柔軟

- 事情をよくお聴きし、適切な助言を行います。
- ・事案に応じて必要な調査を行い、最善の解決を 目指します(当事者間の関係調整や相手方に 対する説示等)。
- ・手続終了後も必要に応じてアフターケアを行い ます。

法務省の人権擁護機関における主な人権相談体制

※人権擁護委員と法務局職員が対応

- 1. 常設・特設相談所(電話(みんなの人権110番)又は面談による相談)
- ◆常設人権相談所・・・法務局・地方法務局及びその支局で常時開設
- ◆特設人権相談所・・・市町村役場、公民館、社会福祉施設等で随時開設
- 2. こどもの人権110番
- ◆法務局·地方法務局にフリーダイヤルの専用相談電話を設置
- 3. こどもの人権SOSミニレター
- ◆全国の小中学校の児童・生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布
- 4. LINEじんけん相談
- ◆チャット形式でのリアルタイムの相談
- 5. インターネット人権相談(SOS-eメール)
- ◆パソコン、携帯電話からインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日に 最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答
- 6. 女性の人権ホットライン
- ◆法務局·地方法務局に女性の人権問題を専門に扱う相談電話を設置
- 7. 外国語による人権相談
- ◆法務局・地方法務局に民間の多言語電話通訳等サービスを利用した体制整備 英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ホッルトガル語、ベトナム語、ネハール語、スペーイン語、イント・ネシア語、タイ語



みんなの人権110番 0570ー003ー110(ナビダイヤル) ぜろぜろみんなのひゃくとおばん

日常生活における人権問題について、 人権擁護委員及び法務局職員が相 談に応じて解決に導く



こどもの人権110番【通話料無料】 0120-007-110(フリーダイヤル) ぜろぜろななのひゃくとおばん



いじめ等、先生や保護 者にも話せない悩みご との相談に応じ、解決 に導く



【インターネット人権相談】 https://www.jinken.go.jp/





【LINEじんけん相談】 https://www.moj.go.jp/JIN KEN/jinken03 00034.html





女性の人権ホットライン 0570-070-810(ナビダイヤル) ぜろななぜろのはーとらいん



外国語人権相談ダイヤル 0570-090911(ナビダイヤル)

外国人のための人権相談所

法務省の人権擁護機関による「人権啓発活動」について

- 法務省の人権擁護機関では、「『**誰か**』のこと じゃない」を令和6年度の啓発活動重点目標として定め、多様性が尊重され、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現に向けて、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めるための様々な人権啓発活動を展開
- 法務局職員及び人権擁護委員が、地方公共団体や民間企業等と連携し、地域の実情に応じた人権啓発活動を実施

人権教室

- ・いじめ等について考える機会を作ることにより、 思いやりの心や命の尊さを学んでもらうことなど を目的とし実施(令和5年度は、約98.6万人を 対象に実施)
- ・人種、障害の有無などの違いを理解し、認め合う ことの重要性を認識してもらうため、車椅子体 験・障害者スポーツ体験などの体験型人権教室や、 インターネットによる人権侵害への対応として、 携帯電話会社と連携・協力し、スマートフォン等 の安全な利用について学ぶための人権教室を実施
- ・「ビジネスと人権」に関する国内外の関心を背景 に、企業関係者等を対象に、不当な差別やハラス メント等、企業が関わる人権問題についての研修 を実施(「大人の人権教室」)





全国中学生人権作文コンテスト

- ・第42回目を迎えた令和5年度は、約76万人 が参加
- ・入賞作文の作品集や、作品を題材とした啓 発動画などを作成し、配布・配信



人権の花運動

・花の種子等を協力して育てることを 通じ、豊かな心を育み、優しさと思 いやりの心を体得してもらうことを 目的として実施(令和5年度は約 41.6万人が参加)



人権啓発冊子・動画

・人権課題に対応した啓発冊子・啓 発動画を作成し、配布・配信









啓発動画 「『誰か』のこと じゃない」 感染症編